

H24. 9. 16

登録団体代表者各位

【県大会参加基準の変更と市協会推薦選手について】

さいたま市テニス協会

競技部長 小林一幸

日頃、当協会へのご協力、ご支援に厚く御礼申し上げます。

H25 年度より県大会(春季・秋季、一般・ベテラン)の参加資格は埼玉県在住、または在勤(在学)が条件として付加されます。(埼玉県内の中、高校を卒業した大学生も含まれます。) …別紙埼玉県テニス協会通達を参照ください。

このため、さいたま市テニス協会は H25 年度春の市民大会より県大会参加推薦者を埼玉県在住、または在勤(在学)者に限定いたします。

なお、経過措置として H25 年度春の県大会(本年度秋の市民大会)までは従来通りの推薦条件といたします。

添付資料詳細をご確認の上、会員様への周知徹底のご協力をお願いいたします。

以上

埼玉県一般・ベテラン選手権大会の大会参加基準変更の件

平成 24 年 7 月 13 日

埼玉県テニス協会

大会運営委員長兼競技部部長

油井正幸

1) 一般及びベテラン大会の大会要項変更の件

現在大会参加資格について「埼玉県テニス協会の会員である事」が必須条件になっているがこの条項につき以下の通りとしたい。

「埼玉県テニス協会の会員で、埼玉県在住、在勤者に限り参加出来る。但し大学生は国体参加基準である『ふるさと制度』を適用して、埼玉県の中学校又高校を卒業した人で会員であれば参加出来る」

(理由)

埼玉県一般及びベテランテニス選手権大会(春季・秋季)は「県民総合体育大会」としての位置付けを行っており、本来の基準に基づき県民である必要がある。この「県民総合体育大会」により、県営テニスコート(主として大宮第二公園第一コート)は優先してコートの確保及び減免対応を受けて最大限の優遇を受けている。従って最も基本的な「県民」の大会でありこの原則を堅持する。

以上の理由により「県民総合大会」である下記4大会要項を変更する。

埼玉県春季一般テニス選手権大会

埼玉県春季ベテランテニス選手権大会

埼玉県秋季一般テニス選手権大会

埼玉県秋季ベテランテニス選手権大会      以上4大会

2) 大会申込み用紙の改訂(簡素化)

申込用紙の記入不備が多く大会運営サイドとしては懸案でありこの簡素化(システムを含め)を計る。

簡素化により記入は必須条件のみとして、不備の場合は受け付けないようにしたい。

※在勤者で、コーチ等で複数の勤務先で指導している場合は、同一勤務先で週3回以上の勤務が必要。(全国都市対抗テニス大会及び国民体育大会基準)